

議案第 77 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 11 月 28 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年亀山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

第2条 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項第1号中「100分の67.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払とみなす。